

FEI 馬場馬術 3*審判員資格取得コース
国内グランプリ審判員用の申込資格要件

＜FEI 馬場馬術審判員教育システムより一部抜粋＞

1. NF からの推薦状 1 回目のシャドウジャッジまたはシットインの申請前に書面で提出
2. 選手経験の証明 少なくともセントジョージレベルまで、望ましくはグランプリまでの選手経験。成績表の提出か所属 NF からの追認によって証明する。例外については FEI（馬場馬術委員会、FEI 事務局、ジャッジ・スーパーバイザー・パネル）が検討。例外が認められる場合は、代わりにシットインが 2 回とシャドウジャッジが 2 回追加となり、FEI 認定メンタージャッジが「good」以上の評価をしなければならない。
3. 国内グランプリ審判員として認定（証明）されていること 2 年以上にわたり国内グランプリ審判員であり、申請前 3 年以内に国内グランプリレベル競技を 9 回以上審査していること（公式成績表による証明か NF からの書面による追認）。申請と試験前の 12 ヶ月間に少なくとも 3 競技で審査をしていること。
4. 英語を話し、かつ書けること 所属 NF からの書面による追認と、シットインとシャドウジャッジで FEI 認定メンタージャッジによる査定。
5. Shadow Judging（シャドウジャッジ）
（4 回までトライ可能な）シャドウジャッジ（グランプリ、出場馬 8 頭以上）2 回で、異なる FEI 認定メンタージャッジからプラスの推挙を 2 回受けること。メンタージャッジのうち 1 名は 5* 審判員であることが望ましい。シャドウジャッジとシットインは少なくとも 2 回を CDI で行わなければならない。そのうち 1 回は CDI3*またはそれ以上とする。シャドウジャッジとシットインを同じ競技会で行うことはできるが、その場合はシャドウジャッジをシットインの前に行わなければならない。
6. Sit-In（シットイン）
シットイン（インターメディエイト II、少なくとも 1 回はグランプリ/グランプリスペシャル、少なくとも 1 回は自由演技グランプリ、各シットインにつき出場馬 8 頭以上）3 回で、FEI 認定メンタージャッジからプラスの推挙を 3 回受け、このうち少なくとも 2 回は異なるメンタージャッジから受けるものとする。
7. 年齢 3*審判員への昇格は 57 歳までとする。審判員の年齢制限は 70 歳である。71 歳の誕生日を迎える年始めに FEI 馬場馬術審判員リストから引退となる。

3*審判員
資格維持の判定基準（3年間の活動証明）

1. 少なくとも4回のCDIで、12競技（ヤングホース競技を除く）以上を審査していること。そのうち6競技はインターメディアイトA/Bまたはそれ以上のレベルでなければならない。
2. インターメディアイトA/Bまたはそれ以上のレベルで3競技まで、および/またはそれより下のレベルでの3競技までは、プラスの判定を受けたシャドウジャッジ1回（1競技につき；グランプリレベル、出場馬8頭以上）あるいはリフレッシュセミナー参加（1競技につき）と置き換えられる。

更にインターメディアイトA/Bまたはそれ以上のレベルの1競技は、セントジョージ/インターメディアイトIレベルでの3競技と置き換えられる。

2*またはそれ以上のCDI競技会を3回以上審査していなければならない。2*またはそれ以上のCDI競技会1回はプラスの判定を受けたシャドウジャッジ（グランプリレベル、出場馬8頭以上）1回と置き換えられる。

3. シャドウジャッジを担当するメンタージャッジはFEI事務局の認定を受けた者とし、そのうち1名は5*審判員であること。
4. リフレッシュセミナーへの参加
5. （馬場馬術委員会、FEI事務局、ジャッジ・スーパーバイザー・パネルの査定および過去の統計を考慮して）必要な場合にのみ試験を伴う講習会

☆審判員リストからの除籍と復帰

以下の理由により審判員は FEI リストより FEI 事務局管理下で除籍となり得る。

1. 十分な活動実績がないか、または要件を満たさない場合（事例ごとに FEI が勘案）。リストへ復帰するには、2 年以内に試験を伴う講習会 1 回に出席してこの試験に合格することと、2 回のシャドウジャッジでメンタージャッジ／講習会ディレクターから推薦を受けること。
2. 審査のクオリティが低い（審査のクオリティに関わる情報源を参照のこと）場合、少なくとも 1 年間、リストから除籍となる。

個々の審判員の成績はジャッジ・スーパーバイザリー・パネルと外国人審判員が査定する。

FEI 事務局と馬場馬術委員会が措置を決定する。

リストに復帰するには各々のレベルでの資格要件（シットイン、シャドウジャッジ）を再び満たし、試験を受ける必要がある。

3. ガイドライン／行動規範の重篤な違反があるか、または違反を繰り返していることが明らかになった場合、もしくは見方の偏った審査を行っていることが証明された場合は、少なくとも 1 年間、リストから除籍となる。

FEI 事務局とジャッジ・スーパーバイザリー・パネルは、事例ごとに評価して各々の復帰条件を決定する。

現在の資格要件を満たさないものの、一つ下のレベル要件は満たしている審判員は、その資格に降格される。当該審判員は講習会および昇格試験を受ける前に、上のレベルの資格要件をすべて満たす必要がある。

☆資格維持の判定基準となる期間

資格が変更（昇格、降格、リストへの復帰）となった日付から新たに 3 年間が開始となる。